

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当・伊藤太一

はじめに

本コラムにおいて保護地域の展開について紹介（伊藤二〇二〇a）し、イエローストン設置百周年を記念して一九七二年一〇月に開催された第二回世界国立公園会議においてダスマンが、目的によって五区分された管理カテゴリを提案したと述べた（伊藤二〇二〇b）。この五区分は、人間が介入しない自然のプロセスに委ねる地域（Ia）、人間の介入によって維持さ



図1 広域イエローストン土地所有

ヨニー、ブリッジャー・テトン、カリバー・ターギー、ビーバーヘッド）、三つの国立野生生物保護区（レッドロック・レークス、グレイズ・レークス、エルク）、BLM土地管理局所有

れる地域（Ib）、ウイルダネスレクリエーション地域（Ic）、農業等による文化的景観を含む地域（II）、米国有林のような実質的保護地域（III）からなるが、ここではIIIの国有林等に注目したい。

広域イエローストン地域

広域イエローストン地域（Greater Yellowstone Area）とは、二つの国立公園（イエローストンとグラント・テトン）と、五つの国有林（ギャラティン・カスター、シヨシ

地、州有地、先住民民族所有地、私有地からなり、面積は一、八〇〇万から二、二〇〇万エーカーに達する。これは北海道くらいの面積である。

広域イエローストンの土地所有（図1）を見ると、連邦政府としては内務省国立公園局の国立公園（NP）、同省魚類野生生物管理局の国立野生生物保護区（NWR）、同省土地管理局（BLM）管理地、農務省森林局の国有林（NF）がかわる。

生物圏リザーブのゾーニングを適用すると、国立公園がコア、国有林や国立野生生物保護区、BLM管理地がバッファでそれ以外の土地がトランジションを形成しているという理解できる。すなわち、バッファはダスマンの区分ではIII、トランジションはIIとなる。

イエローストン国立公園と国有林

日本では国有林が先に成立し、それらを核として国立公園が指定されている。このため国立公園の六割は国有林となっている。この重複のためか、国有林は保護地域として位置付けられてはいない。これに対して米国では国立公園が

先で国有林が後であり、重複はあり得ない。また、米国の国立公園は個別法案が議会で承認されて成立するが、国有林は大統領告示で指定可能である。さらに、米国の国有林には私有地を含むこともある。

一八七二年三月一日にイエローストン公園設置法がグラント大統領によって署名された。その一九年後、一八九一年三月三日に包括法案の二四項としていわゆる「森林リザーブ法（Forest Reserve Act）」がハリソン大統領によって署名され、同月三〇日にはイエローストン国立公園の南東部に「イエローストン公園森林地リザーブ（Yellowstone Park Timber Land Reserve）」が大統領告示によって指定される。

一八九二年の地図（図2）を見ると、イエローストン国立公園はほぼ正方形で、州境を越えて北側境界はモンタナ州に、西側境界はアイダホ州に達していることが分かる。これに対してリザーブは公園境界の東側に三〇マイル（四八km）、南側に八マイル（一二km）の幅があるが、南西部はワイオミング州境までとなっている。

実は一八八三年にイエローストン国立公園の境界を東に四〇マイ

ル、南に一〇マイル拡張する法案をベスト (George Vest) 上院議員が提出した。これに対して、イエローストンを知悉していた内務省地質調査部のハーグ (Arnold Hague) は、南に八マイル、東に三〇マイルに修正することをベスト上院議員に提案し、一八八〇年代に四法案を上程したが、いずれも否決された (Clayton 二〇一七)。

一方で、「森林リザーブ法」の成立を知ったハーグは、三月一六日に公園拡張法案と同じ空間を森林リザーブとする大統領告示をノーブル内務長官に要請した。二週間後にはハリソン大統領は、ハー

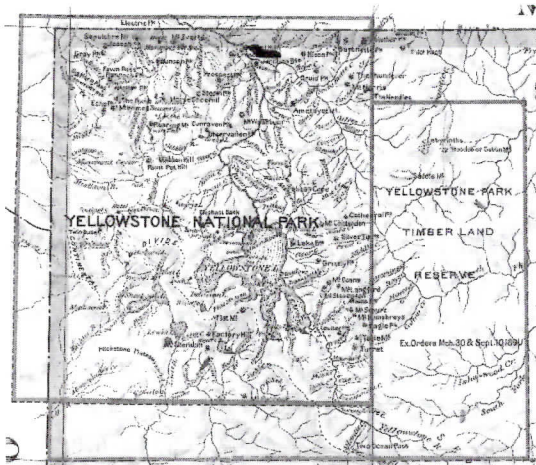


図2 1892年のワイオミング州北西部地図(ワイオミング大学所蔵)

グが起草した大統領告示に署名して「イエローストン公園森林地リザーブ」が設定された。このように後に国有林となる「森林リザーブ」は国立公園と同様、保護地域としての役割が期待されていたと言える。特にイエローストンやヨセミテでは国立公園を取り巻くバッファとして位置付けられていたことが分かる。

経て今日に至る。

おわりに

イエローストン国立公園を取り巻くナショナル・フォレストのいくつかをグーグル・マップでは「国立森林公園」のように意識している。記者はレクリエーション空間としての国有林の価値を評価して公園という言葉を使ったのかもしれないが、レクリエーションは国有林の役割の一つに過ぎない。

にしたが、「世界国立公園会議」を「世界保護地域会議」とはしないで、「世界公園会議」にした。リザーブやプロテクトイード・エリアという固い名称よりも、パークという親しみのある言葉を選んだとも言えるが、保護地域管理カテゴリー Ia のように来訪者を否定する空間に対してパークを使うことには抵抗がある。

文献

- Clayton, J. (2017) Yellowstone Park. Arnold Hague and the Birth of National Forests. WyHistory.org
- Ray, A. M. et al. (2019) Assessing the Ecological Health of the Greater Yellowstone Ecosystem. Yellowstone Science, 27(4), 18-21
- 伊藤太一 (2010a) 保護地域の展開と定義。国立公園、七八: 二二-二三。
- 伊藤太一 (2010b) 保護地域管理カテゴリー。国立公園、七八: 二二-二四。

伊藤 太一 ● いろいろ たいいち

世界遺産になった一九七八年以来一〇回以上イエローストンを訪れているが、大災害のあった一九八八年の訪問が特に印象に残っている。煙で目が赤くなるほどであつてもイエローストンは来訪者を受け入れていた。ところが、今年の六月二日の洪水では閉鎖された。一ヶ月を経てもガディナールからの北口とクック・シティからの北東口が閉鎖されている。この北東口に接するのがシヨショール国有林であり、そのキャンプ場にお世話になったことを思い出した。